

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則(平成24年6月生駒市規則第21号)新旧対照表

現行		改正案	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
1 舞台設備		1 舞台設備	
附属設備	1回当たりの利用料金の額	附属設備	1回当たりの利用料金の額
平台(足箱を含む。)	1式510円	平台(足箱を含む。)	1式510円
金屏風 <sup>びょう</sup>	1双1,230円	金屏風 <sup>びょう</sup>	1双1,230円
反響板	1式4,220円	反響板	1式4,220円
2 照明設備		備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。 2 照明設備	
附属設備	1回当たりの利用料金の額	附属設備	1回当たりの利用料金の額
基本照明装置(生駒市図書館に係るもの)	1式1,440円	基本照明装置(生駒市図書館に係るもの)	1式1,440円
基本照明装置(北コミュニティセンターISTAはばたきの小ホールに係るもの)	1式1,540円	基本照明装置(北コミュニティセンターISTAはばたきの小ホールに係るもの)	1式1,540円
基本照明装置(前2項の基本照明装置を除く。)	1式2,060円	基本照明装置(前2項の基本照明装置を除く。)	1式2,060円
アッパーホリゾントライト	1式620円	アッパーホリゾントライト	1式620円
ロアーホリゾントライト	1式930円	ロアーホリゾントライト	1式930円
センターピンスポットライト	1台1,640円	センターピンスポットライト	1台1,640円
ピンスポットライト	1台1,640円	ピンスポットライト	1台1,640円
エフェクトマシン	1式720円	エフェクトマシン	1式720円
ミラーボール	1台100円	ミラーボール	1台100円
3 音響設備		備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。 3 音響設備	
附属設備	1回当たりの利用料金の額	附属設備	1回当たりの利用料金の額
基本音響装置	1式100円	基本音響装置	1式100円
はね返りスピーカー	1式210円	はね返りスピーカー	1式210円
ワイヤレスマイクロホン	1本100円	ワイヤレスマイクロホン	1本100円
コンデンサーマイクロホン	1本100円	コンデンサーマイクロホン	1本100円
4 その他の附属設備		備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。 4 その他の附属設備	
附属設備	1回当たりの利用料金の額	附属設備	1回当たりの利用料金の額

フルコンサートグランドピアノ	1台4,010円
コンサートグランドピアノ	1台1,230円
グランドピアノ	1台720円
OHP	1台410円
OHC	1台620円
16ミリ映写機	1台2,060円
液晶プロジェクター大	1台1,340円
液晶プロジェクター小	1台210円
陶芸窯(素焼きの場合)	1台1,750円
陶芸窯(本焼きの場合)	1台2,260円
電気窯小(素焼きの場合)	1台1,340円
電気窯小(本焼きの場合)	1台1,750円
電気窯大(素焼きの場合)	1台2,670円
電気窯大(本焼きの場合)	1台3,600円
電気窯(七宝焼窯用)	1台310円
調理台	1台210円

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- 前項の規定にかかわらず、陶芸窯及び電気窯は、窯入れから窯出しまでの使用をもって、1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から利用料金を徴収する。
- この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

フルコンサートグランドピアノ(たけまるホールに係るものを除く。)	1台4,010円
フルコンサートグランドピアノ(たけまるホールに係るもの)	1台1,230円
グランドピアノ	1台720円
OHP	1台410円
OHC	1台620円
16ミリ映写機	1台2,060円
液晶プロジェクター大	1台1,340円
液晶プロジェクター小	1台210円
陶芸窯(素焼きの場合)	1台1,750円
陶芸窯(本焼きの場合)	1台2,260円
電気窯小(素焼きの場合)	1台1,340円
電気窯小(本焼きの場合)	1台1,750円
電気窯大(素焼きの場合)	1台2,670円
電気窯大(本焼きの場合)	1台3,600円
電気窯(七宝焼窯用)	1台310円
調理台	1台210円

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- 前項の規定にかかわらず、陶芸窯及び電気窯は、窯入れから窯出しまでの使用をもって、1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から利用料金を徴収する。
- この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。